

# 第81回接続政策委員会 当社ご説明資料 (モバイル接続料検証・5GSA方式の提供状況)

2026年5月19日  
ソフトバンク株式会社

**1. モバイル接続料の検証について**

**2. 5G（SA方式）のスライシング提供に対応した  
ネットワーク開放ルールの在り方について**

## 1. モバイル接続料の検証について

## 2. 5G（SA方式）のスライシング提供に対応した ネットワーク開放ルールの在り方について

# 1. モバイル接続料の検証について

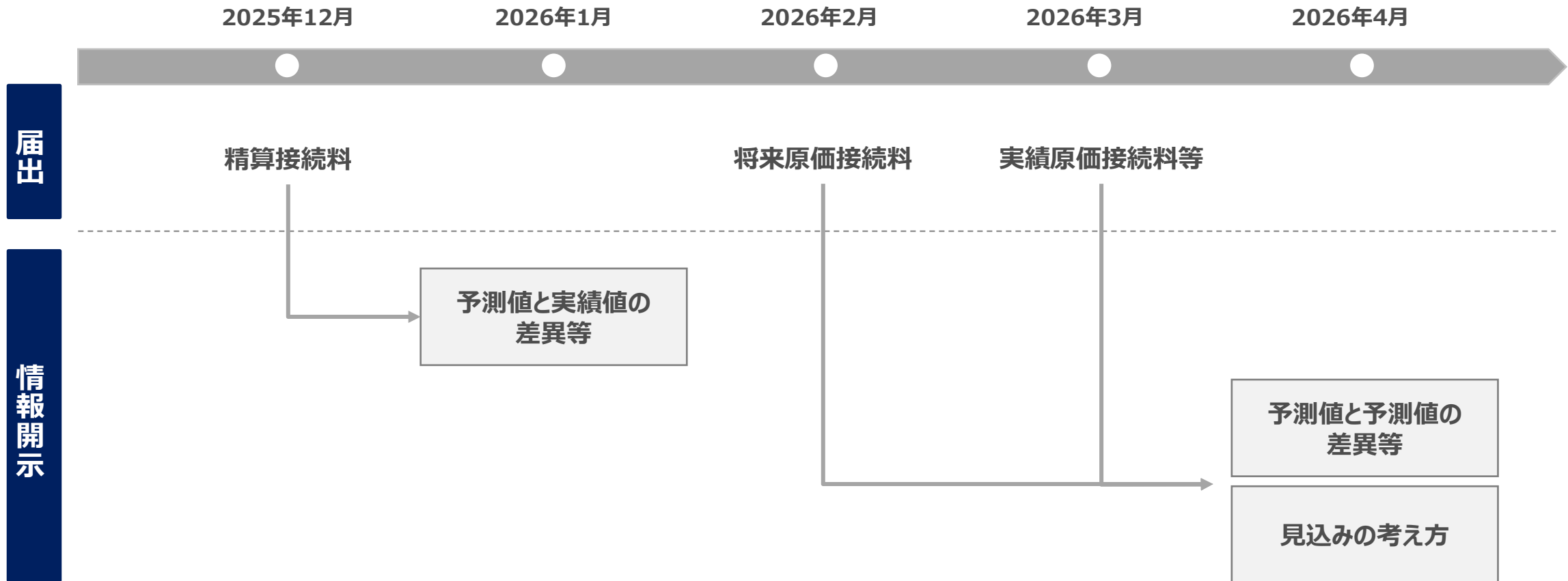
- (1) 予測値算定方法に関する論点**
- (2) 原価の適正性の確保に向けた論点
- (3) 利潤の適正性の確保に向けた論点
- (4) 需要の適正性の確保に向けた論点
- (5) その他

# (1) 予測値算定方法に関する論点

## 当該論点に対する当社の考えは以下の通り

論点	当社の考え
<ul style="list-style-type: none"> <li>2025年度届出接続料における予測値算定は、<b>費用配賦の更なる見直し及び4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体とした算定に対応した予測となっているのではないか。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2025年度届出予測接続料については、<b>費用配賦見直し及び4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体とした算定に対応し、予測接続料を算定しています。</b></li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>一部事業者においては、2024年度に届出された予測接続料よりも、2025年度に届出された予測接続料が上昇しているところ、そのような状況を踏まえ、<b>MNOによるMVNOへの情報開示状況について確認することが適当ではないか。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2025年度届出に関する情報開示について、<b>予測値と実績値の差異等を1月に、予測値と予測値の差異等を4月に開示し、タイムリーに情報提供を実施しています。</b></li> </ul>

# 【参考】MVNO殿への情報開示について



# 1. モバイル接続料の検証について

- (1) 予測値算定方法に関する論点
- (2) 原価の適正性の確保に向けた論点**
- (3) 利潤の適正性の確保に向けた論点
- (4) 需要の適正性の確保に向けた論点
- (5) その他

## (2) 原価の適正性の確保に向けた論点

### 当該論点に対する当社の考えは以下の通り

論点	当社の考え
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ステップ1の音声伝送役務/データ伝送役務間の費用配賦について、累次の見直しを行ってきているところだが、<b>2025年度届出接続料の水準等を踏まえて、更に検討すべき点があるか</b>。特に、空中線設備の配賦方法について2025年度以降の接続会計においては回線数比の算出方法を報告規則ベースに統一することとしたところ、<b>将来的に回線数比からトラフィック比へ見直すことを含め、ビル&amp;キープ方式の原則化の議論も踏まえて、引き続き検討することが適当</b>ということによいか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ここ数年の見直し議論の結果、各社の接続料水準は縮小傾向であること及び既に一定の事業者共通の費用配賦方法が整理されていること等から、<b>回線数比とトラフィック比の採用に関する更なる費用配賦方法の見直しは不要と考えます</b>。加えて、「音声伝送役務に係る既存の接続ルールを抜本的に見直すことにより、事業者・行政双方における規制対応コストの最小化を図ること（接続政策委員会第74回 事務局殿 資料 1 p.5より抜粋）」等を目的としてビル&amp;キープ方式についての議論もなされている中、並行して<b>更なる当該費用配賦方法の見直しを議論することは、かえって事業者・行政双方における規制対応コストの増大を招くものであり適切でないと考えます</b>。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ステップ2・3について、累次の議論を踏まえ一定の明確化を図ってきたところであり、2025年度届出接続料においても、<b>原価の各社の抽出・配賦に関する考え方に大きな変更はなく、一貫性は確保されていると考えられるのではないか</b>。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 算定方法は、<b>特別な事情等がなければ継続性の観点から基本的に変わらない</b>ため、引き続き様式第17の4の10にてご報告するとともに、<b>算定方法の変更等状況に変化があった場合には当該様式の備考欄へ記載する</b>考えです。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ MNO各社の衛星直接通信の開始により、<b>通常SMSや音声接続と衛星直接通信によるSMSや音声接続が一体的に提供される場合、SMS接続料や音声接続料原価に衛星コストが算入される可能性があるが、検討すべき事項はあるか</b>。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 衛星直接通信は、通常（携帯電話）のSMSや音声と相互接続している事業者ごとに、接続の有無を制御できないため、<b>携帯電話との一体的な提供が不可避</b>です。</li> <li>● このような<b>制約も踏まえ、衛星コストの接続料原価への算入の在り方を検討</b>すべきと考えます。</li> <li>● なお、SMSについては、既にMNO3社が通常SMSとの一体的な提供を開始しており、今後音声サービスも一体的な提供が順次開始されると考えられます。</li> </ul>

# 1. モバイル接続料の検証について

- (1) 予測値算定方法に関する論点
- (2) 原価の適正性の確保に向けた論点
- (3) 利潤の適正性の確保に向けた論点**
- (4) 需要の適正性の確保に向けた論点
- (5) その他

# (3) 利潤の適正性の確保に向けた論点

## 当該論点に対する当社の考えは以下の通り

論点	当社の考え
<ul style="list-style-type: none"><li>■ 「投資その他の資産」がレートベースに占める割合について、一部の事業社において増加が見られるものの、正味固定資産価額に比べるとその割合は大きくない。また、「貯蔵品」がレートベースに占める割合については引き続き僅少。<b>引き続き、予測対象とする必要は認められないのではないか。</b></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 「投資その他資産」及び「貯蔵品」については、レートベースに占める割合が小さく予測接続料へ与える影響は軽微であることから、<b>現行通りの考え方で問題ないものと考えます。</b></li></ul>

# 1. モバイル接続料の検証について

- (1) 予測値算定方法に関する論点
- (2) 原価の適正性の確保に向けた論点
- (3) 利潤の適正性の確保に向けた論点
- (4) 需要の適正性の確保に向けた論点**
- (5) その他

# (4) 需要の適正性の確保に向けた論点

## 当該論点に対する当社の考えは以下の通り

論点	当社の考え
<ul style="list-style-type: none"><li>■ 各社の設備運用方針について、需要の考え方は昨年から大きな変更はなく、一貫性が確保されているのではないかと。他方、一部の事業者において、「冗長分を含む設備容量」と「接続料算定の需要に用いる設備容量」との差が拡大しているところ、恣意的な運用がなされていないか確認することが適当ではないか。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 設備運用方針については、昨年から変更はなく、一貫性は確保されております。</li><li>● 接続料の観点では、「ネットワークのデータ伝送容量から合理的に算定される総回線容量」(MVNOガイドラインp.31)、すなわち現実的にトラフィックを流すことができる上限値を需要として設定していれば、その適正性は確保されるものと考えます。</li></ul>

# 1. モバイル接続料の検証について

- (1) 予測値算定方法に関する論点
- (2) 原価の適正性の確保に向けた論点
- (3) 利潤の適正性の確保に向けた論点
- (4) 需要の適正性の確保に向けた論点
- (5) その他**

# (5)-①. その他

## 当該論点に対する当社の考えは以下の通り

※赤枠は構成員限り

論点	当社の考え
<p>＜卸電気通信役務の適正性の確保関係＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 接続料の算定等に関する研究会第8次報告書において、移動通信分野における卸電気通信役務の適正性の確保（特定卸役務等の協議の適正化）について議論した際に、一部のMVNOから、費用配賦の見直しにより音声接続料の低廉化が見込まれるが、MNOや中継事業者からMVNOへの音声卸料金に反映が期待され、公正な競争環境の確保の観点から、定期的な確認・検証を要望するとの意見があり、費用配賦の見直し及び激変緩和措置を踏まえ、来年度以降の接続料の検証及び代替性検証の際に状況を確認していくことが適当と整理。同研究会第9次報告書においては、一部の事業者では音声卸料金の見直しが行われていることが確認されたが、<b>引き続き、接続料の検証及び代替性検証の際に状況を確認していくことが適当とされたところ、費用配賦見直しの音声卸料金への反映状況はどうか。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 卸料金は接続料の改定にあわせて毎年見直しを検討しています。基本的に音声卸料金は音声接続料に一定程度連動させており、<span style="border: 1px solid red; display: inline-block; width: 50px; height: 15px; vertical-align: middle;"></span></li> </ul>

構成員限り

## (5)-②. その他

## 当該論点に対する当社の考えは以下の通り

※赤枠は構成員限り

論点	当社の考え
<p>＜卸電気通信役務の適正性の確保関係＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>同研究会第8次報告書において、移動通信分野における卸電気通信役務の適正性の確保（特定卸役務等の協議の適正化）について議論した際に、一部のM V N Oから、<b>5 Gホームルーターサービスについて特定卸役務の対象とすることを要望するとの意見があった。</b>5 Gホームルーターサービスは、指定設備を用いて提供されるデータ伝送役務であり、事業者間の適正な競争関係に及ぶ影響が少ない役務には当たらないと考えられ、特定卸役務に含まれると考えることが適当（ただし、付加的な機能と考えられる位置特定機能や端末設備の提供は特定卸役務には該当しないと考えられる）とした。M N O 3社からは、具体的な要望があれば真摯に対応するとの説明があり、<b>当該M V N Oにおいては、まずは卸役務の提供について協議を行うことが適当としたところ、協議の状況はどうか。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <span style="border: 1px solid red; display: inline-block; width: 450px; height: 25px;"></span></li> </ul>
<p>＜IMS接続の協議状況＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>同研究会第8次報告書において、モバイル音声卸における代替性の検証について議論した際に、M N O及び一部のM V N Oから、IMS接続における緊急通報の仕様について課題があるとの説明があった。同研究会第9次報告書において、IMS接続の協議状況について確認した結果、緊急通報の仕様について課題があるとの説明があった点も含め、事業者間で協議が進展していることが確認されたが、<b>引き続き、接続料の検証及び代替性検証の際に状況を確認していくことが適当とされたところ、協議の状況はどうか。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <span style="border: 1px solid red; display: inline-block; width: 450px; height: 25px;"></span></li> </ul>

1. モバイル接続料の検証について

2. 5G（SA方式）のスライシング提供に対応した  
ネットワーク開放ルールの在り方について

## 2. 5G (SA方式)

- (1) 5G (SA方式) 及びスライシングの提供状況
- (2) 5G (SA方式) におけるネットワークの機能開放の推進
- (3) スライシング提供に対応したネットワーク開放ルールの在り方
- (4) その他

## 当該論点に対する当社の考えは以下の通り

論点	当社の状況
■ 5G (SA) 及びスライシングの提供状況	<ul style="list-style-type: none"><li>● 5G (SA) は都市部からエリアを拡大中となり、対応機種等に対しサービス提供中です。</li><li>● ネットワークスライシングは大容量・低遅延の通信サービス実現における検証（本年3月27～29日 鈴鹿サーキット等）等を進めています。</li></ul>

## 2. 5G (SA方式)

- (1) 5G (SA方式) 及びスライシングの提供状況
- (2) 5G (SA方式) におけるネットワークの機能開放の推進
- (3) スライシング提供に対応したネットワーク開放ルールの在り方
- (4) その他

## (2)-①. 5G (SA方式) におけるネットワークの機能開放の推進

### 当該論点に対する当社の考えは以下の通り

※赤枠は構成員限り

論点	当社の状況
<p>(L2接続相当について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ L2接続相当の開放に向けた協議において課題があるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <span style="border: 2px solid red; display: inline-block; width: 450px; height: 60px;"></span></li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ MVNOにおける負担軽減が期待できる別の方式についての検討状況はどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <span style="border: 2px solid red; display: inline-block; width: 450px; height: 30px;"></span> MVNOからの要望に応じて検討したいと考えます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ L2接続相当が実現した場合、MNOが現に提供しているネットワークスライシングを活用したサービスと同等のサービスをMVNOが提供可能になると考えるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <span style="border: 2px solid red; display: inline-block; width: 450px; height: 30px;"></span> ネットワークスライシングの活用にあたっては、他ユーザのサービス提供に影響が出ないようにネットワーク全体を適切に管理・運営することが必要です。そのため、MVNOへの提供に際しても、MVNOが要望する条件（容量・エリア・用途等）も確認しつつ、ネットワーク全体の運用を考慮の上、検討を進めたいと考えます。</li> </ul>

## (2)-②. 5G (SA方式) におけるネットワークの機能開放の推進

### 当該論点に対する当社の考えは以下の通り

※赤枠は構成員限り

論点	当社の考え
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ L2接続相当がアンバンドル要件（①他の事業者から機能のアンバンドルに係る要望があること、②アンバンドルすることが技術的に可能であること、③アンバンドルに当たって二種指定事業者に過度な経済的負担を与えることのないこと、④必要性・重要性の高いサービスに係る機能であること）を満たす場合には速やかにアンバンドル機能と位置づけることが適当と考えられるが、要件を満たしていると考えるか。満たしていないと考える場合、どの要件を満たしていないと考えるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <div style="border: 2px solid red; height: 20px; width: 100%;"></div></li> <li>● 現時点でアンバンドル要件を満たすか否か判断しかねます。</li> <li>● アンバンドル化については、<b>MNO各社において本方式の仕様・提供時期についての具体的な見通しが見えた段階で整理すべき</b>と考えます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ L2接続相当がアンバンドル要件を満たしていない場合、「開放を促進すべき機能」に位置づけることについてどう考えるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <div style="border: 2px solid red; height: 20px; width: 100%;"></div></li> <li>● <b>L2接続相当を「開放を促進すべき機能」に位置付ける必要性を含めて検討すべき</b>と考えます。</li> </ul>
<p>(その他の接続形態について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ ライトVMNO、フルVMNOの各形態の開放に向けた協議において課題があるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <div style="border: 2px solid red; height: 20px; width: 100%;"></div></li> </ul>

## 2. 5G (SA方式)

- (1) 5G (SA方式) 及びスライシングの提供状況
- (2) 5G (SA方式) におけるネットワークの機能開放の推進
- (3) スライシング提供に対応したネットワーク開放ルールの在り方
- (4) その他

### (3) スライシング提供に対応したネットワーク開放ルールの在り方

#### 当該論点に対する当社の考えは以下の通り

※赤枠は構成員限り

論点	当社の考え
<ul style="list-style-type: none"> <li>スライシングの実現により、超高速、多数接続、超低遅延といったスライスの設定が可能になることが想定されるが、その際データ接続料の在り方についてどう考えるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現時点の想定では、これまでの（適性原価＋適正利潤）÷需要で算定する接続料と異なり、超高速、多数接続、超低遅延といった品質差異を考慮した料金の在り方を整理する必要があり、今後設定されるスライシングの内容、提供形態も踏まえて検討が必要と考えます。</li> <li>また、スライシングの設定により、自社または他社の利用者のサービスに影響がないよう、MNO側でネットワーク全体を適切に管理・運営するため、そういった管理機能に関する料金設定も検討が必要と考えます。</li> </ul>

## 2. 5G (SA方式)

- (1) 5G (SA方式) 及びスライシングの提供状況
- (2) 5G (SA方式) におけるネットワークの機能開放の推進
- (3) スライシング提供に対応したネットワーク開放ルールの在り方
- (4) その他

## 当該論点に対する当社の考えは以下の通り

論点	当社の状況
■ その他検討すべき点があるか。	● 特にありません。

**EOF**